

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 教育総務課
指 摘	校長印及び学校印について、備品台帳が作成されていなかったもので、改善を図られたい。(池多)
措 置 状 況	池多小学校は、令和4年5月に備品台帳の作成を行った。今後は、適正な事務処理に努めてまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 教育総務課
指 摘	<p>正規の勤務時間を超えてした勤務について、超過勤務手当を支給していないものがあつた。</p> <p>また、週休日の振替により、新たに勤務を要する日となった日の属する週の勤務時間が38時間45分を超えて勤務した時間について支給される超過勤務手当25/100が支給されていないものが見受けられたので、改善を図られたい。(呉羽)</p>
措 置 状 況	<p>令和4年8月給与にて、超過勤務手当の過小支給分の追加支給を行った。今後は、適正な事務処理に努めてまいりたい。</p>

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	こども家庭部 呉羽保育所
指 摘	延長保育料の領収書において、数字（領収金額）を訂正していたものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	延長保育料の領収書において、数字（領収金額）を訂正していたものが見受けられたという指摘については、令和4年6月に保育所内に報告し、領収書に誤った金額を記載した場合は、訂正せずに書き直すよう指導を行った。また、7月には所長を対象に、9月には副所長、主査を対象にした庶務事務研修を行い、指摘事項を改めて周知し、適切な事務処理を指導した。 今後は富山市会計規則第35条の規定を遵守し、適切に処理するよう徹底してまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	こども家庭部 双葉保育所
指 摘	廃棄した備品について、払出しの記録が備品台帳に記入されていないものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	<p>廃棄した備品について、払出しの記録が備品台帳に記入されていないものが見受けられたという指摘については、令和4年6月に保育所内に報告し、払出しの記録が記入されていなかった備品について、当該払出しの事実を備品台帳に記入した。また、7月には所長を対象に、9月には副所長、主査を対象にした庶務事務研修を行い、指摘事項を改めて周知し、適切な事務処理を指導した。</p> <p>今後は富山市物品管理規則第17条の規定を遵守し、適切に処理するよう徹底してまいりたい。</p>

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	こども家庭部 呉羽保育所
指 摘	重要備品について、重要物品に関する調べに登載していないものが複数見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	重要備品について、重要物品に関する調べに登載していないものが複数見受けられたという指摘については、令和4年6月に保育所内に報告し、登載されていなかった重要備品を重要物品に関する調べに登載した。また、7月には所長を対象に、9月には副所長、主査を対象にした庶務事務研修を行い、指摘事項を改めて周知し、適切な事務処理を指導した。 今後は富山市物品管理規則第17条及び第26条の規定を遵守し、適切に処理するよう徹底してまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	こども家庭部 古沢保育所
指 摘	寄附物品について、寄附物品受入伺が作成されていなかったため、改善を図りたい。
措 置 状 況	寄附物品について、寄附物品受入伺が作成されていなかったという指摘については、令和4年6月に保育所内に報告したところ、寄附物品受入伺が作成されていたことを確認した。 引き続き、富山市物品管理規則第11条の規定を遵守し、適切な処理に努めてまいります。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
こども家庭部 双葉保育所 老田保育所 寒江保育所 浜黒崎保育所
指 摘
<p>超過勤務手当の支給において、次の誤りが見受けられたので、改善を図らるたい。</p> <p>(ア) 保育所等の特別の形態によって勤務する必要がある職員については、通常の職員とは異なり、4週を超えない期間につき、1週間当たり38時間45分の勤務時間の割振りを別に定めることができる。 この割振られた正規の勤務時間の範囲においては、超過勤務手当25/100の対象とはならないが、1週間当たり38時間45分を超えて勤務した時間について、超過勤務手当25/100を支給したことにより、超過勤務手当が過大支給となっていた。(双葉)</p> <p>(イ) 勤務を要する日において、当初に割振られた正規の勤務時間に加えて、他の勤務を要する日に予定されていた勤務を行った場合、勤務時間の割振り変更の対象とはならず、超過勤務手当を支給すべきところ、他の勤務日との割振り変更ができるものと誤認していたため、超過勤務手当が支給されていなかった。(双葉)</p> <p>(ウ) 時間数の累計誤りにより、超過勤務手当が過大又は過小支給となっていた。(双葉、老田、寒江)</p> <p>(エ) 休日の勤務について、正規の勤務時間中に勤務した時間に対して休日給、それ以外の勤務した時間に対して超過勤務手当135/100を支給とすべきところ、勤務した全時間に対して休日給を支給したことにより、超過勤務手当が過小支給又は休日給が過大支給となっていた。(寒江、浜黒崎)</p> <p>(オ) 週休日に行った勤務について、その超過勤務手当の支給割合は135/100とすべきところ、125/100として支給したことにより、超過勤務手当が過小支給となっていた。(寒江)</p>
措 置 状 況
<p>超過勤務手当が過小支給又は過大支給となっていたという指摘については、令和4年6月に修正の申告を行い、7月分の給与にて差額を支給又は返納した。 今後は、富山市職員の給与に関する条例第19条の規定を遵守し、適切に処理するよう徹底してまいりたい。</p>

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	こども家庭部 古沢保育所
指 摘	特殊勤務手当の支給について、月の累計誤りにより過小支給となっているものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	特殊勤務手当の支給について、月の累計誤りにより過小支給となっているものが見受けられたという指摘については、令和4年6月に修正の申告を行い、7月分の給与にて差額を支給した。 今後は、富山市職員の給与に関する条例第17条の規定を遵守し、適切に処理するよう徹底してまいりたい。